

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年十一月二十七日法律第百十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。